

通所介護・日常生活支援総合事業通所介護 サービス契約書

_____ (以下、「利用者」と)とデイサービスはあとの杜しぎさん(以下、「事業者」)は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおりに契約します。

第1条 契約の目的

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護サービスを提供し、利用者は事業者に対する料金を支払います。

第2条 契約期間

- この契約の契約期間は_____年_____月_____日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 通所介護計画・予防通所介護計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況と希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿った「通所・予防通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所・予防通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。サービスの内容を変更する場合も同様とします。

第4条 運営規定の遵守

- 別に定める運営規定については、本契約書に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は利用者に対して事前に説明するものとします。
- 利用者は、前項の変更不同意の場合、本契約を解約することができます。

第5条 サービス提供の記録

- 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容などを記録表に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受け、5年間保管します。
- 利用者は、当該利用者に関するサービスの記録を閲覧することができます。
- 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録(複写物)交付を受けることができます。

第6条 料金の請求と支払い

- 事業者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用料等を月毎に合計額を計算します。
- 事業者は、当月利用料等の請求書を翌月の15日までに利用者又は保証人に通知します。
- 利用者又は保証人は、当月利用料等の合計を翌月の末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 事業者は、利用者が正当な理由なく利用料を滞納した場合、支払いがあるまで、次回の利用をお断りすることができます。

第7条 サービスの中止

- 利用者は、事業者に対して、利用の前日午後5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 利用者が利用日の前日午後5時までに通知をすることなくサービスの中止を申し出た場合、事業者は利用者に対して料金の全額または一部を請求することができます。
- 事業者は、利用者の体調不良などの理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合サービスを中止することができます。

第8条 料金の変更

- 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費などの単価の変更を申し入れることができます。
- 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金明細を作成してお互いに確認するものとします。
- 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

第9条 虐待防止・身体拘束について

- 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

第10条 非常災害対策及び感染症対策

- 1 事業者は、非常災害や感染症に対処するためのマニュアルや指針を策定し、定期的に訓練を実施します。
- 2 事業者は、災害発生や感染症の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

第11条 契約の終了

- 1 利用者は、1週間前に文書で通知した場合は、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、入院などやむをえない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも解約することができます。
- 2 事業者はやむをえない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月前に文書で通知した場合は、この契約を解約することができます。
- 3 利用者は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 事業者は次の事由に該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金支払いを催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をししばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第12条 秘密保持

- 1 事業者およびその従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。
この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を使用しないものとします。
- 3 ただし、事業者は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合などは、医療機関などに利用者の心身に関する情報を提供できるものとします。

第13条 賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第14条 緊急時の対応

事業者は、通所介護のサービス提供中に利用者の病状の急変、その他必要が生じた場合は、家族または緊急連絡先へ連絡し速やかに主治医またはその他医師などに連絡を取り必要な措置を講じます。

第15条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情などに対して、迅速に対応します。

第16条 連帯保証人に求める範囲

事業者が保証人に求める範囲は以下のとします。

- ① 通所中の利用者が体調不良等の場合の迎え及び受診
- ② 利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内を連帯して保証

第17条 本契約に定めない事項

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議し対処するものとします。

第18条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第19条 契約内容の変更

この契約書は、 年 月 日に作成しました。介護保険の改定その他の理由により、契約書の内容が書き直される場合、利用者及び保証人に通知し、了承を得るものとします。